

新旧対照表

浦安市子ども・子育て支援法の施行及び保育の利用に関する規則（平成27年規則第4号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第14条第1項） 利用調整基準点数表				別表第1（第14条第1項） 利用調整基準点数表			
番号	保護者等の状況		基本点	番号	保護者等の状況		基本点
1	就労 省 略			1	就労	外勤又は 居宅外自 営	同 左
1の 2	就労内定 (利用希望日までに 就労を開始してい る場合に限る。)		就労の内定・開業予定であって、 1週間の労働時間が40時間以上で ある場合	25			同 左
			就労の内定・開業予定であって、 1週間の労働時間が35時間以上40 時間未満である場合	24			
			就労の内定・開業予定であって、 1週間の労働時間が30時間以上35 時間未満である場合	23			
			就労の内定・開業予定であって、 1週間の労働時間が25時間以上30 時間未満である場合	22			
			就労の内定・開業予定であって、 1週間の労働時間が16時間以上25 時間未満である場合	21			
省 略				同 左			
4	介護	病院、施 設、学校 等の付添 い	省 略	省 略	4	同 左	同 左

(下線の部分が改正部分)

改 正 後				改 正 前				
		利用希望日までに付添いが常態となる場合	※②					
		省 略				同 左		
		省 略				同 左		
6	その他	省 略		6	同左	同 左		
		求職	就労の予定・求職活動中等			同 左	就労の内定・開業予定・未定	同 左
		就学等	省 略			同 左	同 左	同 左
			利用希望日までに通学が常態となる場合					
		上記以外	省 略			同 左	同 左	※②
備考				備考				
1・2 省 略				1・2 同 左				
3 <u>※①</u> については1の項を準用し、 <u>※②</u> については1の2の項を準用し、 <u>※③</u> については1の項から6の項までを準用する。				3 <u>※①</u> については1の項を準用し、 <u>※②</u> については1の項から6の項までを準用する。				
4 省 略				4 同 左				
5 介護の病院、施設、学校等の付添いで付添いを常態としている場合又は利用希望日までに付添いが常態となる場合には、移動時間を含むものとする。				5 介護の病院、施設、学校等の付添いで付添いを常態としている場合には、移動時間を含むものとする。				
別表第2（第14条第1項） 利用調整基準点数調整表				別表第2（第14条第1項） 利用調整基準点数調整表				
番号	保護者等の状況		調整点	番号	保護者等の状況		調整点	
	省 略				同 左			
8	省 略			8	同 左			
				9	別表第1の6の項の就労の内定・開業予定であって、1週間の労働時間が40時間以上である場合		+5	
				10	別表第1の6の項の就労の内定・開業予定であって、1週間の労働時間が35時間以上40時間未満である場合		+4	

(下線の部分が改正部分)

改 正 後		改 正 前	
		<u>11</u>	別表第1の6の項の就労の内定・開業予定であって、 <u>1週間の労働時間が30時間以上35時間未満である場合</u> + 3
		<u>12</u>	別表第1の6の項の就労の内定・開業予定であって、 <u>1週間の労働時間が25時間以上30時間未満である場合</u> + 2
		<u>13</u>	別表第1の6の項の求職の内定・開業予定であって、 <u>1週間の労働時間が16時間以上25時間未満である場合</u> + 1
<u>9</u>	省 略	<u>14</u>	同 左
<u>10</u>	省 略	<u>15</u>	同 左
<u>11</u>	省 略	<u>16</u>	同 左
<u>12</u>	利用調整に係る児童を市で利用調整しない保育施設等に有償で預けていることを常態としている場合（7の項、 <u>18の項又は19の項に該当する場合を除く。</u> ）	<u>17</u>	利用調整に係る児童を市で利用調整しない保育施設等に有償で預けていることを常態としている場合（7の項、 <u>23の項又は24の項に該当する場合を除く。</u> ）
<u>13</u>	省 略	<u>18</u>	同 左
<u>14</u>	省 略	<u>19</u>	同 左
<u>15</u>	省 略	<u>20</u>	同 左
<u>16</u>	省 略	<u>21</u>	同 左
<u>17</u>	省 略	<u>22</u>	同 左
<u>18</u>	省 略	<u>23</u>	同 左
<u>19</u>	省 略	<u>24</u>	同 左
<u>20</u>	浦安市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）第42条第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設（同項に規定する連携施設をいう。）が確保されなくなったため、当該特定地域型保育の提供期間の終了に伴い施設等の利用を希望する場合。ただし、 <u>19の項に該当する場合を除く。</u>	<u>25</u>	浦安市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）第42条第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設（同項に規定する連携施設をいう。）が確保されなくなったため、当該特定地域型保育の提供期間の終了に伴い施設等の利用を希望する場合。ただし、 <u>24の項に該当する場合を除く。</u>
<u>21</u>	省 略	<u>26</u>	同 左
<u>22</u>	省 略	<u>27</u>	同 左

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

備考 基準日は、各々の利用調整の申請に係る期限の日とする。ただし、13の項から17の項まで及び21の項は、利用日の属する年度の前年度の末日における年齢による。

備考 基準日は、各々の利用調整の申請に係る期限の日とする。ただし、18の項から22の項まで及び26の項は、利用日の属する年度の前年度の末日における年齢による。

別表第3（第14条第1項）

基本点と調整点の合計が同点の場合の判定基準

番号	判定基準
	省 略
8	別表第2の <u>11の項</u> の状況にある世帯
	省 略

別表第3（第14条第1項）

基本点と調整点の合計が同点の場合の判定基準

番号	判定基準
	同 左
8	別表第2の <u>16の項</u> の状況にある世帯
	同 左

備考 省 略

備考 同 左

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の別表第1から別表第3までの規定は、この規則の施行の日以後からの利用又は変更に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の規定による利用の調整について適用し、同日前からの利用又は変更に係る同項の規定による利用の調整については、なお従前の例による。